

補完性原理から社会権保障へ：
チリにおける国家・政治・市民社会関係の再編の動き

三浦 航太（東京大学大学院総合文化研究科）

miurakouta@nifty.com

本ペーパーは2021年11月14日ラテン・アメリカ政経学会第58回全国大会の報告用ペーパーです。未定稿につき、引用の際には筆者にご連絡ください。

1. はじめに

1.1. 2019年「社会の暴発」以来の新憲法制定に向けた流れ

チリでは2019年10月中旬から11月中旬にかけて、同国史上最大規模の市民の抗議行動である「社会の暴発 (Estallido Social)」が発生した¹。一連の抗議行動の端緒となったのは、地下鉄運賃の値上げに対する高校生を中心とした抗議行動だったものの²、政府に対する市民の抗議の声は、年金、医療、教育、賃金、水道光熱などの多様な 이슈へ急速に波及した。市民の抗議行動の矛先は、それらあらゆる分野に広がる新自由主義的なシステム、そしてその根幹にある現行憲法である1980年憲法に向けられた。抗議の始まりからおおよそ10日経った10月25日には、首都サンティアゴにおいて、首都人口の5分の1にあたる最大120万人がデモに参加し、サンティアゴ中心部のイタリア広場を四方八方に人々が埋め尽くした。新憲法を求める声が抗議行動の中で高まる中で、与野党は1980年憲法に代わる新憲法制定に関する協議を重ね、「社会の暴発」の始まりから約1ヶ月後の11月15日、新憲法制定に向けた政党間合意が結ばれた。

当初の予定では2020年4月に新憲法制定の賛否と制憲プロセスに関する国民投票が実施される予定であったが、新型コロナ感染拡大を受け³、ちょうど社会の暴発から1年経た2020年10月25日に国民投票は実施された。この国民投票では、「新しい憲法を望むか否か」「新しい憲法草案の作成を、国会議員と独自に選出される制憲議会議員が半数ずつで構成される形で行うか (Convención Mixta)、独自に選出される制憲議会議員のみで行うか (Convención Constitucional)」が問われた。国民投票の結果、新憲法制定への賛成が77.9%、独自に選出される制憲議会議員で構成される制憲議会への賛成が74.9%となり、この方向で制憲プロセス

¹ 2019年10月中旬から11月中旬にかけての一連の抗議行動の名称については、「社会の暴発」のほか「社会危機 (crisis social)」、「チリの春 (Primavera de Chile)」などがあるが、本稿では、一般的にもチリ政治社会に関する研究においても最も広く用いられている「社会の暴発」を用いることにする。社会の暴発の発生の長期的・短期的背景、抗議行動の特徴や経過については Sehnbruch & Donoso (2020)、Somma et al. (2020)、三浦 (2020) 参照。

² 高校生が地下鉄の改札を強行突破するという形態で抗議が行われ、写真動画 SNS である Instagram を通じて強行突破抗議は非組織的に急速に拡大した (The Clinic 2019年10月18日 <https://www.theclinic.cl/2019/10/18/esto-se-masifico-de-una-forma-increible-hablan-los-autores-de-los-primeros-registros-de-evasiones-masivas/> (2021年10月14日アクセス))。

³ チリでは2020年3月3日に初の新型コロナ感染が発生し、3月19日に国民投票を延期することが決まった。

が取られることになった⁴。2021年5月15日、16日には、制憲議会選挙が実施され、制憲議会議員が選出された（これについては「3.1. 制憲議会選挙」で詳述する）⁵。7月4日には制憲議会が発足し、新憲法の具体的な内容に関する審議が行われている。

表 1：2019年「社会の暴発」以来の主な政治日程

日にち	政治イベント
2019年10月-11月	市民の抗議行動「社会の暴発」
2019年11月15日	新憲法制定に向けた政党間合意
2020年10月25日	新憲法制定の賛否と制憲プロセスに関する国民投票
2021年5月15-16日	制憲議会選挙
2021年7月4日	制憲議会開設
2021年11月21日	大統領選挙（決選投票は12月19日）・国会議員選挙
2022年4月-7月	制憲議会による新憲法可決期限
上の60日後以降	新憲法承認に関する国民投票

1.2. なぜ「補完性原理から社会権保障」に着目するのか

1980年憲法に代わる新憲法の制定は、右派勢力以外の政治勢力にとっては、社会の暴発以前から実現すべき目標として掲げられていた。1980年憲法は軍政下で制定されながら民主化以後も引き継がれてきたという正統性の問題を抱え続けてきた。加えて、1980年憲法はソーシャルサービス⁶のあらゆる分野に広がる新自由主義的制度の根幹をなすものであった。具体的には、ソーシャルサービスの提供は国家ではなくより下位の集団や共同体（企業・家族）の活動で行われるべきであり、国家はその活動の中では十分に提供されない場合に限って介入するという「補完性原理（principio de subsidiariedad）」が1980年憲法に色濃く映し出されている⁷。1980年憲法は、憲法制定とほぼ同時期に行われた、ソーシャルサービス諸分野における新自由主義的改革を保障することになった⁸。その結果、あらゆるソーシ

⁴ 国民投票の結果については選挙管理委員会より (<https://www.servel.cl>) (2021年10月12日データアクセス)。この数値は白票と無効票も含めて100%とした時の割合。

⁵ 制憲議会選挙に加えて同日、市長・市会議員選挙と、初の州知事選挙も実施された。

⁶ 本項では、社会保障に限定することなく、教育等も含めた、社会政策の対象として提供されるもののことをソーシャルサービス (social services) と呼ぶことにする。

⁷ 補完性原理という概念それ自体はカトリック社会論を源流とし、カトリック社会論を基盤としてグレミアリスモ (gremialismo) という反共保守主義運動を展開したグスマン (Jaime Guzmán) が1980年憲法制定に深く関わったことが憲法への反映に大きく関わっている (Alemparte 2021; 竹内・中川 1998; San Francisco Reyes 1992)。新自由主義をチリに導入したテクノクラート集団であるシカゴボーイズとグスマンの距離は近く、グスマンが信奉する補完性原理が、シカゴボーイズの新自由主義的諸改革を支えるという構図になった。今日では、補完性原理は、ソーシャルサービス分野における新自由主義の原理として言及、批判されることが多いが、実際にはグスマンの流れによるところが大きいと言える。

⁸ 1980年憲法以前の時期も含めたチリの社会政策の歴史的変遷や包括的な内容については

ャルサービスが市場を通じて供給されてきた。

2019年の社会の暴発で噴出した市民の不満とは、新自由主義的な制度のもとでの、年金、医療、教育をはじめとするソーシャルサービスへのアクセス費用の高さ、社会経済格差によるそれらへのアクセスの格差や質の格差に対する不満であった⁹。2010年代に入って以降、各分野個別の抗議行動は顕著になっていたが（Garretón et al. 2018）、社会の暴発のようにあらゆる分野の不満が同時に噴出するという事は初めてのことであった。こうした異なる分野の不満を糾合する形で新憲法制定という解決策が浮上してきたのは、出自の正統性の問題に加えて、補完性原理に基づく1980年憲法のもと個別分野で漸進的な修正を繰り返す形では根本的解決は不可能であるという主張があったからである¹⁰。

それに対して新憲法では社会権の保障を国家の義務として位置付け、そうした憲法の規定のもと、ソーシャルサービスへの普遍的なアクセスを国家が市民社会に対して保障するようなあり方が求められている。新憲法制定をめぐる報道の中でも、補完性原理に基づく国家から社会権を保障する国家へ、という変化が重要な論点とみなされている¹¹。これは市民社会に対する国家の義務の位置付けや範囲の変化、言わば国家と市民社会の関係の再編に他ならないと言える。

本稿が強調したいのは、この補完性原理から社会権保障へという議論はそれだけに留まらないということである。国家と市民社会の関係は独立して存在するだけでなく、実際には政治制度、具体的には選挙制度や政党システムによって支えられる（Garretón 2007）。さらに、福祉国家と代表制民主主義の間には両制度の維持や緊張をもたらす相互関係が存在するという指摘を踏まえれば（Offe 1996）、ソーシャルサービスをめぐる国家と市民社会関係を考える際、政治という要素を無視することはできない。市民社会から国家へのソーシャルサービスの要求においても、国家から市民社会へのソーシャルサービスの提供においても、政治が両者の媒介となり、要求や提供のあり方に影響を与えるものである。

図1は、本稿が問題とするソーシャルサービスをめぐる、国家、政治、市民社会の関係を図示したものである。政治は、市民社会から国家への意思の入力と、国家から市民社会へのソーシャルサービスの提供という出力の両方に関係する。一方では、市民社会は何らかの経路を通じて国家に意思表示を行いソーシャルサービスの提供を要求するが、こういった経路で、どのような内容で、どの程度の意思が入力されるのかは政治制度（選挙をはじめとする政治参加の制度）や政治構造によって規定される（図1下部）。他方では、国家から市民社会に対してソーシャルサービスの提供がなされる際、実際の制度設計や制度運用におい

岡本（1997）、堀坂・子安（1999）、浦部（2020）を参照。

⁹ チリを代表する世論調査である CEP が社会の暴発後の 2019 年 12 月に行った調査においても、医療、年金、教育が、政府が最も力を注ぐべき問題とみなされた。

（<https://www.cepchile.cl/encuestaCEP>（2021年10月21日アクセス））

¹⁰ この時期多数の世論調査が行われたが、それらの世論調査結果を見ると、賃金、年金、医療、教育、水道光熱という具体的な項目に対する不満や改革要求は市民の意識として高い割合で見られるものの、必ずしも1980年憲法それ自体が不満の対象になっていたわけではないことも伺うことができる（例えば Encuesta Zona Cero

（<https://media.elmostrador.cl/2020/01/encuesta-zona-cero.pdf>（2020年3月13日アクセス））。

¹¹ BBC 2021年5月16日 <https://www.bbc.com/mundo/noticias-america-latina-57072119>（2021年10月24日アクセス）

てどの程度国家が介入するのかという点で、市民社会の意思を政治が媒介する形でその程度が決定される。つまり市民社会の意思が実際のソーシャルサービスの提供にどの程度反映されるのかということもまた、政治制度や政治構造に影響を受ける（図1上部）。本稿では、図1に示した全体像の関係を「国家・政治・市民社会関係」と呼ぶことにする¹²。

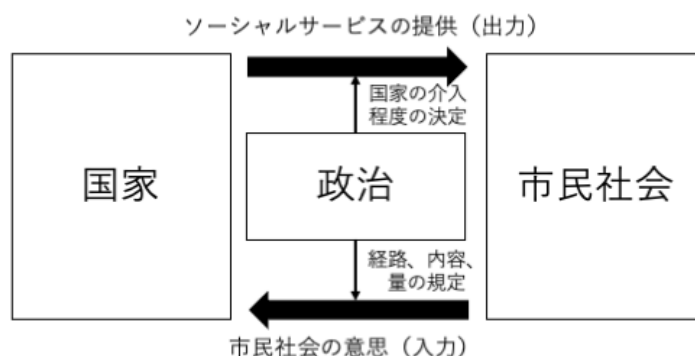


図1：本稿が問題とする「国家・政治・市民社会関係」

(出所・注) Garretón (2007)、Offe (1996) の議論を参考に、筆者作成。

本稿の目的は、補完性原理から社会権保障へという新憲法制定をめぐる論点を踏まえ、チリの国家・政治・市民社会関係が、1980年憲法体制の成立以来、どのような過程を経て変容を迫られるようになり、今日の再編の動きに至ったのかということ考察することにある。補完性原理から社会権保障へという変動をソーシャルサービスそれ自体の議論に留めるのではなく、チリの政治制度や、新憲法制定の中で議論される政治制度をめぐる論点といかに関連しているのか、という着眼点から考察するという点が本稿の特徴である¹³。

2019年社会の暴発の直前、大統領のピネラは「激動のラテンアメリカにあってチリは安定した民主主義を持つ真のオアシスである」¹⁴と述べていた。そうしたチリの政治的安定性に着目するのであれば、2019年の社会の暴発も、新憲法制定へのプロセスも、突如として発生した不可解なものに見えるはずである。しかしながら、それ以前より変化の兆しはあり、長期的な過程を経て、最終的に新憲法制定という方向に至ったことを本稿は示したい（第2節）。さらに、制憲議会選挙や現在行われている制憲議会における論点が、本稿が着

¹² 本稿の議論の対象とはしないものの、ソーシャルサービスをめぐっては、「市場」もまた極めて重要な領域として存在する。ソーシャルサービスを市民社会に対して提供する領域であると同時に、国家による介入の程度をめぐって国家に意思表示を行う領域として位置付けられる。

¹³ 本稿では、ソーシャルサービスの個別分野の制度的変遷や課題については先行研究から把握しつつも、それ自体の詳細な議論には立ち入らず、全体像としての国家・政治・市民社会関係に焦点を当てる。

¹⁴ La Tercera 2019年10月8日 <https://www.latercera.com/politica/noticia/pinera-asegura-medio-esta-america-latina-convulsionada-chile-verdadero-oasis-una-democracia-estable/851913/> (2021年10月15日アクセス)

目する国家・政治・市民社会関係にどのように関わるのか、なぜ問題とされているのかということも考察したい（第3節）。

2. 国家・政治・市民社会関係の変化

本節では、1980年憲法制定以降今日に至るまでを5つの時代に分け、国家・政治・市民社会の関係の変化を説明する。具体的には、補完性原理が権威主義体制や民主化後の政治制度とどのような点において結びつき、その結びつきがいかんにして綻び、2019年以降の変革の流れに至ったのか、いうことを説明する。

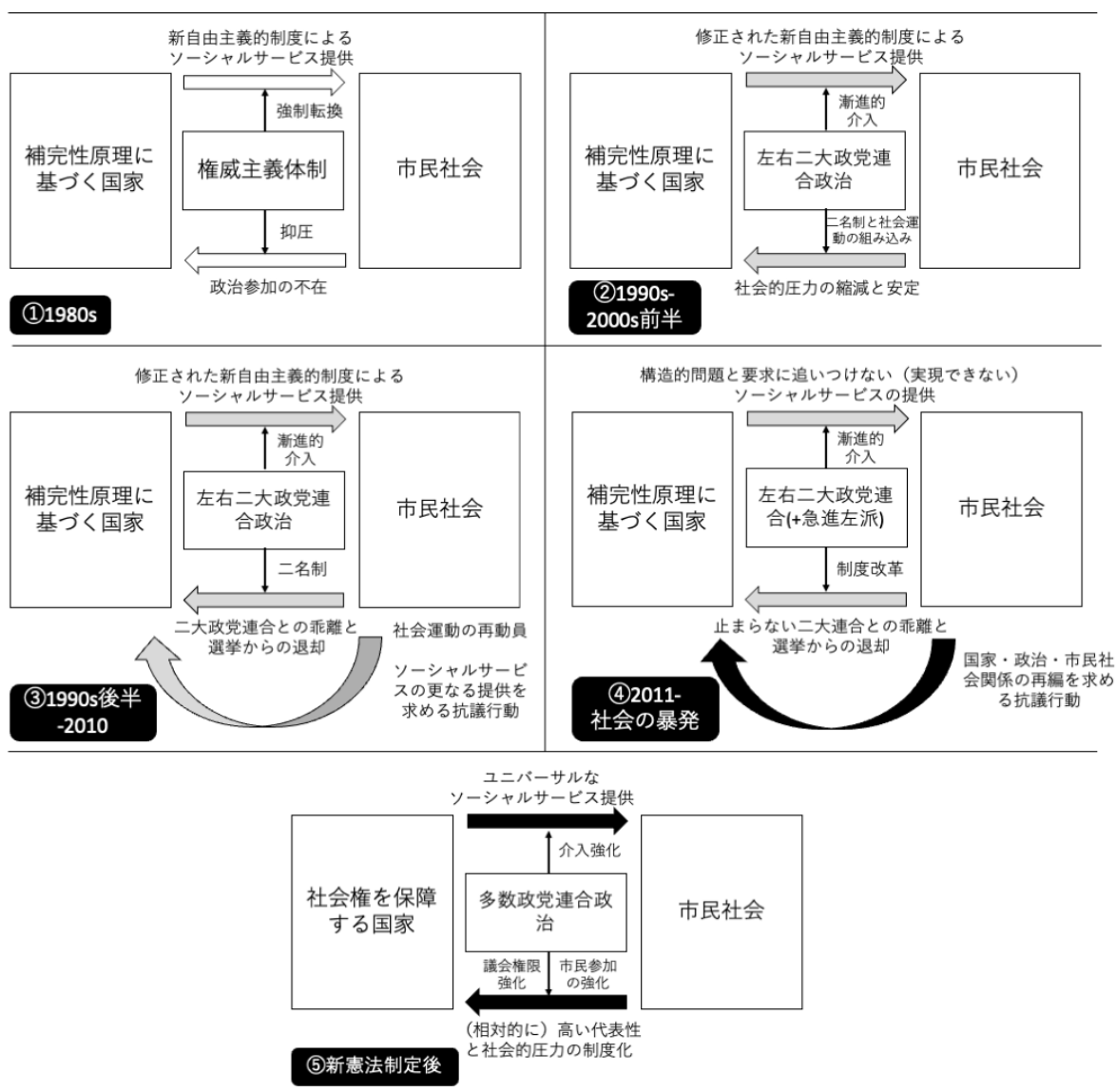


図 2：1980年憲法制定以降の国家・政治・市民社会関係の変化と、新憲法制定により想定される関係の再編

(出所) 筆者作成

(注) 図の構図は図1に対応している。あくまで相対的な目安として、各部分の上下に示し

た矢印の色の濃さは、国家から市民社会に提供されるソーシャルサービスの程度と、市民社会から国家へ流れ込む市民社会の意思の程度を示しており、色が濃くなるほど程度が高い。

図2は、1980年憲法制定以降の時期を、①1980年代、②1990年代～2000年代前半、③1990年代後半～2010年、④2011年～社会の暴発、⑤新憲法制定後という5つの時代において、それぞれの時期の国家・政治・市民社会関係を示したものである。年を明確に分けるよりもまとまった時代の特徴によって区分したため②と③には時期の被りがある。以下、図2に従いながら、①から④までの変化を説明する。⑤新憲法制定後については「3.2. 制憲議会での議論と、新憲法制定後の国家・政治・市民社会関係」で説明する。

2.1. 1980年代：権威主義体制が可能にした新自由主義制度への転換（p.5 図2 上段左側）

ピノチェト軍事政権下、ソーシャルサービスをめぐる国家と市民社会の間の新しい関係を作り出し、ソーシャルサービス諸分野の新自由主義的制度の基盤となったのが、1980年憲法であった¹⁵。その中心に置かれたのが「補完性原理」である。1980年憲法では、ソーシャルサービスの提供は国家ではなくより下位の集団や共同体（企業・地域・家族）の活動で行われるべきであり、国家はその活動の中では十分に提供されない場合に限り介入するという「補完性原理」が持ち込まれた¹⁶。補完性原理に基づく1980年憲法が裏付ける形で、シカゴボーイズによりソーシャルサービス諸分野の新自由主義的制度改革が1980年前後に行われた。年金、医療、教育のいずれの分野でも民営化が行われ、同時に公的社会支出の削減、社会プログラムの対象のターゲット化、地方分権化、公共部門への市場メカニズム導入が行われた（Raczynski 1995）。

こうした補完性原理の持ち込みもそれに基づく新自由主義的制度改革も、市民社会からのフォーマルな政治参加の経路が不在で、社会的圧力を無効化し、立法権や行政権を独占した権威主義体制が可能にしたと言える（Alemparte 2021; 竹内・中川 1998）。新自由主義への大規模な転換において、本来民主主義体制下では民衆の政治的な同意をいかに作り出すのかということが大きな問題となるわけだが（ハーヴェイ 2007）、チリの場合この問題を不問とすることで転換が可能になったと言える。国民投票を経たとはいえ、権威主義体制下で実質的には市民社会の意思とは切り離される形で、市民社会の合意なく国家と市民社会の関係は再編された。

¹⁵ 実際には、シカゴボーイズによりクーデター以前より練られていた新自由主義的政策案集である“El Ladrillo”においてすでに構想は示されており、分野によっては1973年のクーデター以後軍政初期の段階で改革が実施されている。

¹⁶ ソーシャルサービス分野における補完性原理が反映されているのは第19条である。憲法に補完性という言葉が明記されたわけではないが、民間企業の参入を可能にし、家族の役割を重視する条文が作られた。

2.2. 1990年代～2000年代前半：社会的圧力の縮減と安定がもたらした、新自由主義制度の漸進的修正 (p.5 図2 上段右側)

ここまでの議論を踏まえると、権威主義体制であるが故に可能になった1980年以後の国家・政治・市民社会関係も、市民社会のフォーマルな政治参加を通じた意思表示というものが民主化に際して復活し、ソーシャルサービスを求める市民社会の声を代表する政治が生まれることで、関係の再編につながるものが想定される。しかしながらチリの場合、民主化に際して導入された「二名制 (Sistema Binominal)」と呼ばれる選挙制度が、補完性原理の修正主義的な維持を実現させた¹⁷。具体的に言えば、市民社会から国家に対する社会的圧力を二名制という選挙制度を通じて縮減させながら、ソーシャルサービス各分野における新自由主義的な制度を漸進的に修正させながらソーシャルサービスを拡充させていった (具体的な例は表2に記載)¹⁸。

表2：民主化後20年間の中道左派政権による主なソーシャルサービスの拡充

政権	政策
エイルウィン政権 (1990年～1994年)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会的弱者への支援政策の拡充 ✓ ターゲット型福祉政策の行政基盤の強化 ✓ 貧困地域学校への補償プログラム「P-900」 ✓ 基礎教育の質と公正の改善プログラム (MECE-Básica)
フレイ政権 (1994年～2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「貧困克服計画」 ✓ 中等教育の質と公正の改善プログラム (MECE-Media)
ラゴス政権 (2000年～2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 極貧世帯に対する支援「連帯するチリ (Chile Solidario)」 ✓ 失業保険制度創設 ✓ 医療改革「アウヘ計画」
バチェレ政権 (2006年～2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 乳幼児・子どもの福祉政策の拡充 ✓ 年金改革 ✓ 教育基本法制定

(出所) 主に浦部 (2020)、教育については齊藤 (2012) を参照し、表は筆者作成。

二名制はいかに補完性原理の修正主義的な維持につながったのか。まずは、維持を「余儀なくされた」という部分が指摘できる。民主化以後、民主化運動の中心を担った中道左派政党連合が1990年から2010年にかけて20年にわたり政権を握ることになるが、議会においては、二名制の制度設計ゆえに、中道左派政党連合と軍政の流れをくむ右派政党連合とい

¹⁷ 二名制の具体的な制度設計については浦部 (2008)、二名制がもたらす政治や市民社会への弊害については浦部 (2015) にまとめられている。

¹⁸ その結果、公的社会支出の額も伸び続け、1990年に対して2019年はおおよそ4倍にまで上昇した。しかしながら、社会支出対GDP比を見ると、ラテンアメリカ諸国域内においては高支出国に分類されるものの (宇佐見 2001)、OECD平均が20%弱であるのに対して、チリは1990年から2019年までの間10%前後で推移し続け、微増したに過ぎない (データはOECD Statisticsより。https://stats.oecd.org (2021年10月27日アクセス))。

う、2つの大きな政党連合がおおよそ議会を二分割して独占する政治構造が作られた（p.9 図3下部）。二名制のもとで右派が野党とはいえ相当の議席を確保するがために、中道左派政権は、すでに制度導入から10年を経ていたソーシャルサービス分野における大規模な改革も、二名制の改革もまた不可能であった。

一方で、二名制が結果的に補完性原理の修正主義的な維持に対して「ポジティブに」機能したということも指摘したい。二名制によって、市民社会の意思は中道左派勢力と右派勢力に収斂され、中道左派勢力にのみ偏るということも、急進的な左派勢力の伸長によって国家に対して急激な社会的圧力がかかるということも防ぐことになった。その結果、安定した政治を生み出し、中道左派政権は、市民社会の意思を受けながらも一方で半ば離れたところで、補完性原理を維持しながらも実際の制度面においては漸進的な形で修正を進めることができた¹⁹。

ここで本稿が強調したいのは、中道左派政権にとっては国家・政治・市民社会関係の好循環と呼べる状況さえ生み出されていたということである。中道左派政権が安定した政治環境のもとで着実に新自由主義的制度の修正を進めることによってそれが実績となり、選挙においてソーシャルサービスの拡充に相対的には積極的な中道左派勢力に対して更なる期待へとつながり、それが選挙を通じて中道左派政権を生み出し、また漸進的な修正を可能にするという循環である。実際、大統領選挙に際しては、ソーシャルサービス分野に関する関心は常に高く、またその分野の問題解決能力は中道左派勢力の候補の方が高いという世論が見られた²⁰。

この中道左派政権にとっての好循環は、二名制がもたらした民主主義課題の先延ばしが中道左派政権にかえて正統性を与えたという浦部（2008）の指摘とも結びつく。つまり、二名制に起因する政治環境ゆえにソーシャルサービスの拡充は漸進主義的なものになり、常に次に行うべき政策を残しておきながらも、そのスピードを早められない原因や大規模な改革ができない原因を二名制に起因する政治環境に求めることで、自らの正統性を確保することができる。そして、残されていた次に行うべき政策を実施することで、先述のような好循環を生み出し、安定した国家・政治・市民社会関係が維持されたと考えることができる。

さらに、中道左派勢力に組み込まれる形で、社会運動が脱動員、制度化したことも、安定した国家・政治・市民社会関係に寄与した。まず民主化運動の中で、民主化勢力の中心は、抗議行動を中心とした民主化運動から、制度化された枠組みの中での民主化運動へと転換し、抗議行動を継続する勢力は少数派となった。さらに、労働運動、民衆運動（ポブラードレス運動）、学生運動といった主要な社会運動は、穏健な民主化運動を主導した中道左派勢力に組み込まれる形で、また社会運動側も民主主義への安定した移行を望み、社会運動は脱動員、制度化された（Aguilera Ruiz & Alvarez Vandeputte 2015; Hipsher 1996; 吉田 1997; 大串

¹⁹ 軍政下のシカゴボーイズのみならず民主化後もテクノクラート中心で政策形成がなされてきたことがチリ政治の特徴である（Huneus & Avendaño 2018）。テクノクラート政治を可能にした一つの要因として市民社会の意思を縮減する二名制があったと言えるだろう。

²⁰ 例えば、CEPの世論調査のうち、1999年9月-10月調査、2005年10月-11月調査といった選挙前の調査結果から読み取ることができる。

1995)²¹。そのため、社会運動の要求は、インフォーマルな経路を通じて国家に流れ込むことなく、代表制民主主義のなかに組み込まれた。

2.3. 1990年代後半～2010年：既存政治・選挙と市民社会の乖離、社会運動の再動員 (p.5 図2 中段左側)

国家・政治・市民社会関係の循環が機能するのは、市民社会が左右二大政党連合を支持し、二名制というフォーマルな意思表示の経路を信頼して用いる限り、あるいは社会運動の要求が代表制民主主義を通じて実現する限りにおいてである。しかしながら1990年代後半頃から、既存政治・選挙と市民社会の乖離、社会運動の再動員は始まっていた。

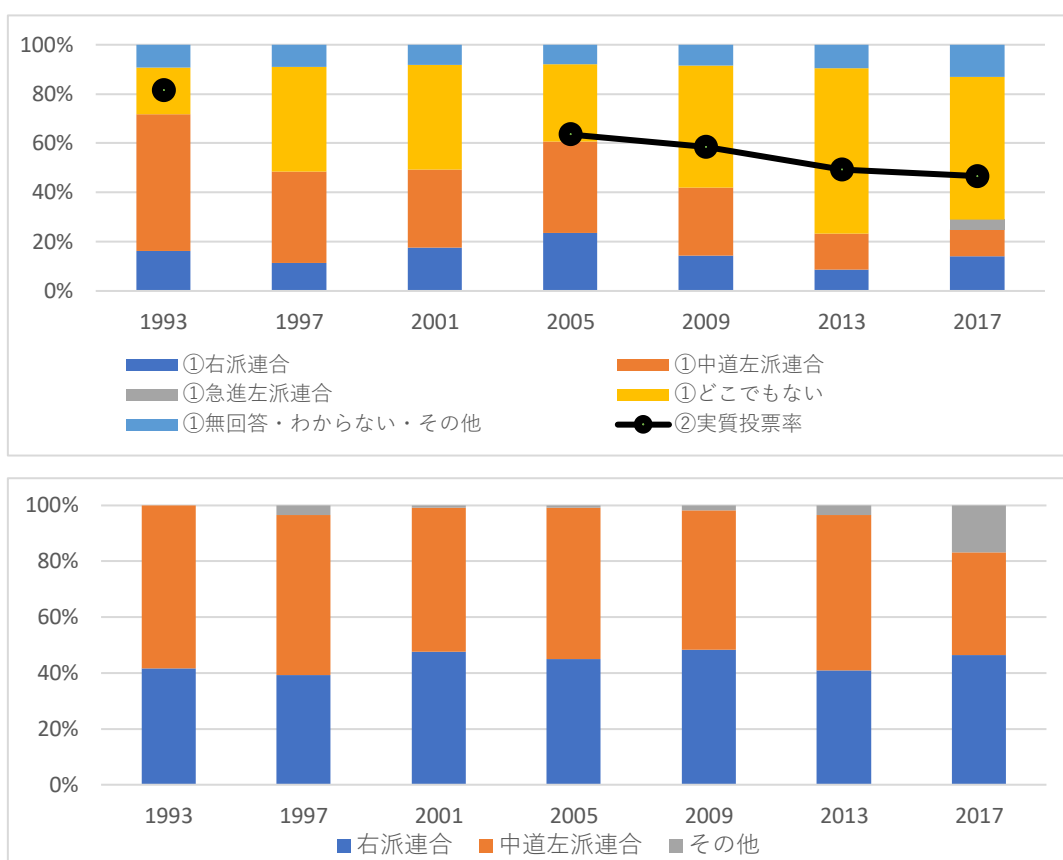


図3：上部「①国会議員選挙前の世論調査における支持政党」「②国会議員選挙における実質投票率」、下部「下院の議席占有率」

(出所) 上部①支持政党については CEP よりデータ取得、上部②実質投票率と下部議席占有率については Morales (2018) より、グラフは筆者作成。

(注) 1997年と2001年の投票率については Morales (2018) にデータ掲載されていないため、今回は記載していない。

²¹ もちろん社会運動の全てが脱動員、制度化されたわけではなく、議会外左派政党であった共産党と結びつく、あるいはより急進的な小規模の独自路線を取るという形社会運動も部分的には存在した。

図3 上部は、①民主化後に行われた国会議員選挙の前の世論調査における支持政党の推移と、②実際の国会議員選挙における全18歳以上人口における実質投票率を示したものである²²。①支持政党の推移については、1993年には左右二大政党連合の合計で70%を超えていたのが、1997年には50%を下回った。2001年も同水準であり、2005年に多少回復したものの、2010年代に入ると25%前後にまで下落した。このように、実際には左右二大政党連合と市民社会の乖離が進んだにもかかわらず、図3下部に示したように二名制のもとで、実際には左右二大政党連合でほぼ全議席を占めることになる。それは、他の政党への支持に回ることなく、そもそも他の政党を支持したとしても二大政党連合に組み込まれていない限り当選は見込めることはなく、②実質投票率の低下に現れるように、選挙それ自体から退却へとつながった²³。2009年の選挙までは有権者登録・義務投票制のもとで選挙が行われており、1990年代から2000年代にかけての実質投票率の低下は若年層の有権者登録者の減少(浦部 2014)によるものである。

さらに2000年代初頭頃から、社会運動の再動員という現象も見られるようになった(Somma & Medel 2017; Aguilera Ruiz & Alvarez Vandeputte 2015)。1980年代末から1990年代にかけて社会運動組織や労働組合は確かに脱動員されていたが、組織そのものが解体されていたわけではなく、またソーシャルサービスの要求が消えたわけでもない。社会運動の脱動員が社会運動組織と中道左派政党との結びつきによりなされたのと反対に、再動員は社会運動組織と中道左派政党との乖離という形で生まれたのである。左右二大政党連合、とりわけ中道左派政権を中心とした制度的な政治に対する社会運動組織の失望から、社会運動組織は中道左派政党と距離をとり、脱動員の圧力から抜け出る形で、再び抗議行動を動員していった(Somma & Medel 2017)。

とりわけ顕著に選挙からの退却が見られていた若年層を中心に、学生運動という形で抗議行動が見られるようになった。この時期の抗議行動の登場と、2010年代につながる抗議行動の象徴として現れたのが、2006年の学生運動であった。2006年の学生運動は、中高生を中心に行われたもので、当初公共交通機関の学割パスや大学入試受験料の無償化を求めた小規模な運動を展開していたが、教育分野における1980年憲法体制の制度的基盤となっていた「教育に関する憲法構成法(LOCE)」廃止へとその要求を変化しながら大規模化させ、当時としては民主化後最大規模の学生運動にまで発展した。結果として、当時のバチエレ政権は、LOCEを廃止させ、新しい教育基本法の制定を行った。

2000年代前半から2010年代初頭にかけて、抗議行動の数自体は増加し続けたものの(Somma & Medel 2017)、その要求の内容に着目してみると、ソーシャルサービス各分野の個別具体的な要求が大半を占めていた(Aguilera Ruiz & Alvarez Vandeputte 2015)。2006年の学生運動にしても、確かにLOCE廃止という比較的大きな要求へと至ったものの、それ自体は偶発的な部分が大きく、あくまで教育分野の個別具体的な要求が出発点であった(Donosó 2013)。しかしながら、選挙とは別に抗議行動という経路を通じて、ソーシャルサ

²² 2013年の選挙より有権者自動登録・自由投票制が導入されるまでは、有権者登録が必要であると同時に義務投票制であった。ここで示した実質投票率は、有権者登録者数に占める投票率ではなく、非登録者も含む18歳以上の人口に占める投票率である。

²³ 図3 上部②に示したのは議会選挙の投票率であるが、大統領選挙の投票率もおおよそ同程度であり、低下の傾向も類似している。

ービスを更に求める市民社会の意思が国家へと流れ込むようになり、社会的圧力の縮減による安定が可能にした国家・政治・市民社会関係はこの時点ですでに均衡を失いつつあったと言える。

2.4. 2011年～社会の暴発：：(p.5 図2 中段右側)

2010年代に入ると、2000年代半ば以来の抗議行動の発生の流れに拍車がかかり (Somma & Medel 2017)、主張の面においても国家・政治・市民社会関係全体の再編を求める抗議行動が現れるようになった (Aguilera Ruiz & Alvarez Vandeputte 2015)。2010年代は、学生運動のみならず他の分野においても抗議行動が顕著となり、年間2000件近い抗議行動が発生し (Garretón et al. 2018)、チリ史上最も抗議行動の活発な10年間となった (Somma 2021)。その端緒であり象徴となったのが、最大で40万人をデモに動員し、2006年を凌ぐ当時としては民主化後最大規模の社会運動となった2011年の学生運動である。この学生運動は、教育システムを通じた社会経済格差の再生産を問題視し、「無償で質の高い公教育 (Educación Pública, Gratuita y de Calidad)」というスローガンを掲げ、高等教育制度の構造的改革、とりわけユニバーサルな高等教育の無償化を要求した。これは、これまでの補完性原理のもと重視されてきた選別主義のターゲット化 (focalización) とは異なる、ユニバーサルな社会権としての教育という考え方に基づくものであった。この辺りから、国家が市民社会に対して社会権を保障するという考え方が社会運動の中で強調されるようになる。この点でもソーシャルサービスの更なる提供を求める従来の社会運動とは一線を画すものであった。この学生運動がさらに重要だったのは、民主化後の既存政治に対して、初めて明確に拒否の姿勢をとったことであった。左右二大政党連合政治に対して明確な形でノーの態度を突きつけ、国家・政治・市民社会関係全体にまで批判を拡大させたのである²⁴。

²⁴ 2011年の学生運動は、二名制に基づく既存政治に対する市民社会の乖離を決定づけ、2010年代における既存政治への批判の流れを作り出した。CEPの世論調査での「二名制を変えるべきか」という質問に対し、2010年には「変えるべき」46%、「維持するべき」38%であったが、2011年には「変えるべき」が60%にまで上昇し、「維持するべき」が15%程度にまで低下している。既存政治やそれを生み出す選挙制度そのものを世論が問題視するようになったという点で1990年代や2000年代と明確に異なっている。

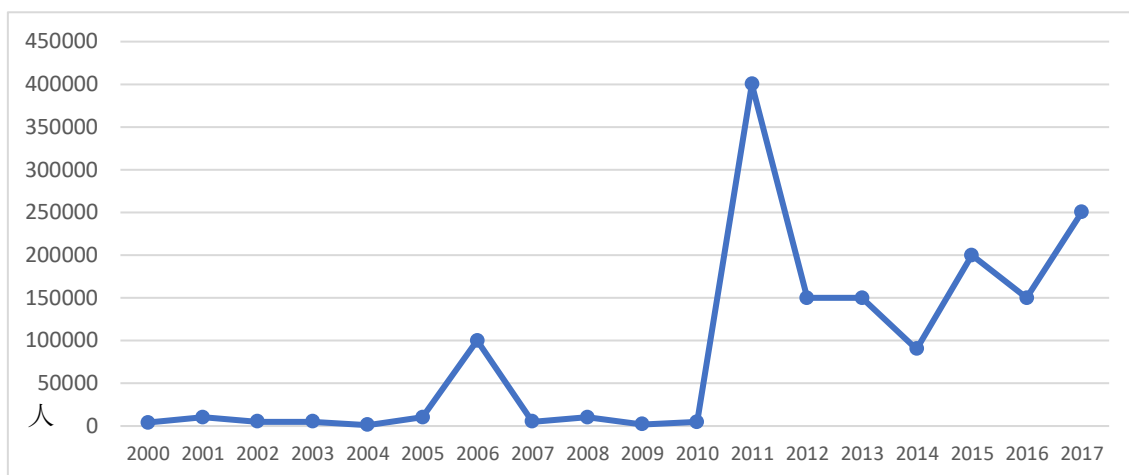


図 4：学生デモの各年の最大動員規模（2000年～2017年）

（出所）2000年から2012年まではCLASCOの社会紛争年表(Cronología del Conflicto Social)、2013年から2017年までは新聞記事より。グラフは筆者作成。

2011年以降、学生運動も活発に抗議行動を継続させた。この時期の学生運動の抗議行動の活発さを示す数値として、図4に各年の学生デモの最大動員人数を示した。2000年代は2006年を除いて数千人レベルであるのに対して、2011年以降は10万人から25万人単位で推移しており、抗議行動における標準的なスケールが全く異なることが分かる。

2016年からは年金分野において「AFPはもうたくさん (No+AFP / No más AFP)」運動が発生した²⁵。現行の年金制度のもとで受給する年金額の低さへの不満を背景に、現行の年金制度を廃止し、より連帯的でユニバーサルな年金制度の導入を求める運動であり、2011年の学生運動を凌ぐ最大数十万人規模の抗議行動にまで発展した。

なぜ2010年代は、抗議行動を通じた市民社会の意思の入力に対して、政治は応えきれなくなったのだろうか。まず、構造的な問題ゆえに解決が困難であるという問題の性質に起因している。学生運動では高等教育人口の著しい増加、No+AFP運動では高齢化という構造的な変動が問題や抗議行動の背景に存在する。1980年前後の新自由主義改革の頃に制度設計された状況とは異なっており、制度の修正を繰り返すだけでは構造的な問題への対処が難しくなった。

さらに学生運動とNo+AFP運動に共通しているのは、彼らが要求することはもはや既存制度の修正ではなく全面的改革だということである。ここには、社会運動と政治の間に決定的な溝が存在している。どれほど政権が歩み寄ったとしても、社会運動が求めているのは、補完性原理でできる範囲のなかで最大限の修正ではなく、国家から市民社会に対する社会権保障なのである。したがって、社会運動の要求と政治が提示する解決策の違いが単にソーシャルサービス提供の範囲の差のように見えても、そこには根本的な考え方の違いが横たわっている²⁶。

²⁵ AFPとは軍政下の新自由主義改革により設立された年金資金運用会社 (Administradoras de fondos de pensiones) である。軍政下での年金改革については北野 (1999) を参照。

²⁶ 例えば、第二次バチェレ政権 (2014年～2018年) は所得下位60%までの大学授業料の無償化制度を導入し、学生運動の要求が実現したかに見えるが、学生運動は所得制限とい

2010年代には抗議行動のみならず世論のレベルにおいても、ソーシャルサービスに対する問題意識は高く、そして既存政治との乖離は決定的になっていた。ソーシャルサービスに対する問題意識に関して、図5はCEPの世論調査より「政府が最も注力すべき問題は」という質問項目の結果である。貧困を図5に加えたのは、民主化後1990年代から2000年代前半にかけて政府の社会政策の最重点課題であったためである。実際にチリは貧困の削減に成功し(浦部 2020)、世論においても貧困への問題視は1990年代半ばをピークに2000年代、2010年代にかけて低下し続けた。それに対して、1980年前後に新自由主義改革が行われていた医療、年金、教育については、特に2010年代において、相互に入れ替わる形で問題視され続けたことが読み取れる。この時期に問題となる現象が客観的な形で現れたというよりも、学生運動に見られたように、抗議行動が問題を発見し、提起することによって世論が喚起された側面も大きいだろう(Disi Pavlic 2021; Kubal & Fisher 2016)。こうしたことから、市民社会の不満は新自由主義的制度の修正ではもはや解消しきれない状況にあったと言える。

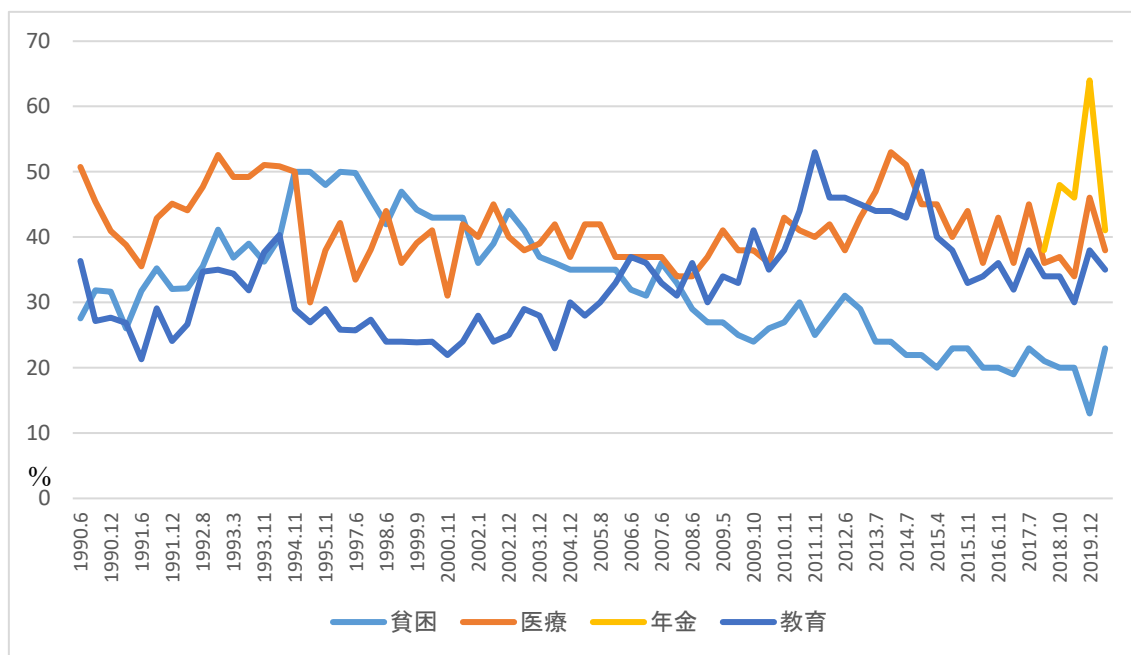


図5:「政府が最も注力すべき問題は？」

(出所) データはCEPより、グラフは筆者作成。

(注) 全選択肢から3つ回答した合計割合。年金は2017年10月-11月調査より項目に加わった。

さらには選挙や既存政治と市民社会の乖離は深刻な水準に至っていた。図3上部(p.9)に示したように、左右二大政党連合への支持率は25%程度にまで落ち込んだ。議会や政党に対する信頼も著しく低下し、2010年代後半には世論調査で5%前後という極めて低い数値

うターゲット化を補完性原理(新自由主義制度)の象徴として捉えており、この制度の導入には反対していた。

を示した²⁷。2000年代までと比較して、2010年代に特徴的だったのは、政権支持率や政府への信頼が一貫して不支持、信頼しないという方が上回っていたことであった。

こうしたことを踏まえると、補完性原理に基づく国家・政治・市民社会関係を機能不全へと至らしめる、次のような循環が生じていたのではないだろうか。抗議行動を通じてこれまで以上に国家へと入力される市民社会の意思に対して、構造的な問題を抱えたソーシャルサービスの制度を修正するだけでは対応がしきれず、また社会運動と政治の間に存在する根本的な考え方の違いが浮き彫りになることで、さらに市民社会は不満を蓄積させる²⁸。更に、既存の政治構造への不信と選挙からの撤退の傾向は拍車がかかっており、それゆえに政権や議会は正統性を失う一方で、正統性を欠いた政権や議会がいくら制度修正をしようと市民社会がそれを評価することはなく、更に市民社会は不満を蓄積させる。そうして蓄積された不満は、再び抗議行動という経路を通じて国家に入力させる、という形である。

表3に示したように、2010年代には、政治が正統性を回復するために複数の政治制度改革が行われた。その中でも最も大きな改革が、二名制に代わる新しい選挙制度の導入であり、2017年の議会選挙からその制度が用いられた²⁹。その結果、左右二大政党連合以外の政治勢力にも道を開き、2011年の学生運動を一部源流にもつ広域戦線という急進左派政党連合が第三勢力として現れることになった。

表 3：代表制民主主義をめぐる主な政治制度改革

✓	2005年	任命上院議員・終身上院議員廃止	大統領任期6年から4年へ
✓	2012年	有権者自動登録・自由投票制導入	
✓	2013年	予備選挙制度導入	
✓	2017年	新選挙制度導入（二名制→ドント式比例代表制）	

本節の議論の出発点まで戻ると、1980年憲法における補完性原理の導入は市民社会のフォーマルな政治参加がないことで可能になったのであり、民主化後はフォーマルな政治参加を用意しつつも二名制という形でその幅を狭め、漸進的に修正を行っていくという方法によって、補完性原理を修正主義的に維持してきた。すでに、市民社会は政治への信頼を失い、抗議行動を通じて国家・政治・市民社会関係の再編を求めるようになっていたが、二名制に代わる新しい選挙制度の導入は、二名制と共にあった補完性原理の維持を困難にさせることが想定された。2017年の選挙の段階では、図3下部（p.9）に示したように、左右二大政党連合以外の議席はあくまで20%弱であったが、その後選挙を経るごとに政治勢力が徐々に転換するのであれば、補完性原理からの転換へといずれは向かっていくこともまた想定された。しかしながら、次の選挙を待たずして、2019年の社会の暴発に至った。結果

²⁷ CEP世論調査より（<https://www.cepchile.cl/encuestaCEP>（2021年10月21日アクセス））。

²⁸ 構造的な問題という問題の性質やソーシャルサービスをめぐる政策理念の違いだけでなく、財政規律を重視する政府の一貫した方針も、肥大化する市民社会の意思への対応を困難にした要因だと考えられる。

²⁹ 2017年の議会選挙から導入された新しい選挙制度（ドント式比例代表制）については浦部（2019）、三浦（2018）を参照。

論になるが、新しい選挙制度が導入されたとはいえ、選挙からの退却や議会や政党に対する信頼の低下は止まったわけではなく、次の選挙を信頼しその後の状況の改善を待つほどの猶予はもはやなかったと言える。

3. 制憲議会をめぐる

3.1. 制憲議会選挙：代表性をめぐる様々な仕掛け

社会の暴発を受けて2019年11月15日に新憲法制定に向けた政党間合意が結ばれ、その約1年後2020年10月25日に新憲法制定の賛否と政権プロセスに関する国民投票が実施された。その結果、独自に選出される議員で構成される制憲議会による新憲法策定の方針が決まり、制憲議会選挙が行われることになった。

制憲議会選挙では、2017年以来導入されている選挙制度（ドント式比例代表制、155議席、28選挙区）を基盤とした上で、非政党の独立リスト、男女同数、先住民代表という制度も加えて用いられた。非政党の独立リストは、既存政党に所属しない独立候補が立候補しやすく、それらの独立候補がリストを結成することを可能にするシステムである³⁰。男女同数制については、各選挙区の定数に対して当選者の男女の数が同数（定数偶数）あるいは差が1を超えないこと（定数奇数）が定められた³¹。先住民代表については155議席中17議席が10の先住民族に割り当てられた。

これらの仕組みはいずれも既存の政治制度では組み入れられず抗議行動という形で噴出してきた非制度的な意思表示をいかに制度的な制憲プロセスに組み込むかという課題に関わる³²。非政党の独立リストに関しては、既存政党に対する社会運動の不信が根底にある中で、既存政党に組み込まれることなく、しかし社会運動を制度的に参加させる方法として実現したものである。本稿では触れなかったが、男女同数制や先住民代表についても、2010年代に同様に活発になったフェミニズム運動や先住民運動が背景にある。

³⁰ リストは通常単一政党もしくは政党連合により構成され、ドント式比例代表制のもと各選挙区において議席配分を行う際に、同一リストの全候補の獲得票数の合計に従って、リストごとに割り当てられる議席数が決定される。つまり、複数の候補を立てることのできる既存の政党連合のリストに対して、非政党の独立候補が一人で対抗することは困難である。それらの独立候補が政党を結成することなくリストを結成することが可能になったことも、今回の制憲議会選挙による既存の政党連合系以外の非政党候補が40%強の議席を獲得した一つの大きな要因となった。

³¹ ドント式によりまずは男女同数の調整なく一旦当選候補を割り当てたのち、上述の条件を満たしていない場合、過大な性別の当選候補の最小得票者が、同一リスト内のもう一方の性別の最大得票者と入れ替わりになる。例えば定数6で、男女同数の調整なし段階での当選候補が女性4、男性2だった場合、女性4のうちの最小得票者が同一リスト内の最大得票の男性と入れ替わりとなり、女性3、男性3として当選者が決定する。

(<https://www.bcn.cl/leyfacil/recurso/paridad-de-genero-e-independientes-en-el-proceso-constituyente> (2021年10月28日アクセス))

³² 確かに選挙への立候補と議会への送り込みという意味での代表性は高まったと言えるが、投票率はコロナ禍という状況ではあるものの40%に留まり、投票という部分での代表性の課題は残されている。

表4：制憲議会選挙（2021年5月15日-16日）の結果

リスト	位置付け	合計議席数	議席占有率
右派政党連合（Vamos Por Chile）	民主化後の体制の 中心	37	23.9%
中道左派政党連合（Apruebo）		25	16.1%
急進左派政党連合（Apruebo Dignidad）	2017年選挙で台頭	28	18.1%
中道左派非政党独立リスト （Independientes No Neutrales）	非政党	11	7.1%
急進左派非政党独立リスト （Lista del pueblo）		27	17.4%
先住民代表		17	11.0%
その他		10	6.5%
合計		155	100%

（出所）DecideChile より（<https://2021.decidechile.cl/#/ev/2021/ct/2021.N/> 2021年10月26日アクセス）

制憲議会の結果は表4に示した通りである。左右二大政党連合は62議席、議席占有率は40%にとどまった。2017年の選挙から現れた急進左派政党連合は28議席、議席占有率は18%であった。それに対して、非政党の独立リスト、先住民代表、その他の合計は65議席、議席占有率は42%である。これら非政党のグループがおおよそ左派に位置付けられることに鑑みれば、全体の中で補完性原理に対して親和的である右派に位置づけられるのは右派政党連合のみであり、全体の4分の1を占めるに過ぎない状況となった。

3.2. 制憲議会での議論と、新憲法制定後の国家・政治・市民社会関係（p.5 図2 下段）

2021年10月18日より、制憲議会において7つのテーマ別の委員会のもと、新憲法の具体的な内容に関する審議が始まった。本稿の議論に関わるのは、社会権保障をめぐる議論と、国家と市民社会の間を媒介する政治制度をめぐる議論である。社会権保障に関しては「基本的権利に関する委員会」として設置され、委員会を構成する議員数が最も多く、注目が集まっている。国家が社会権を保障する義務を負うという方向に傾くと思われるが、補完性原理の根幹をなす市場や家族によるソーシャルサービス提供の自由を引き続き認めるのか、その自由を憲法上保障せず、国家の介入を強めるのかという点が争点になる。

同時に、政治制度については、「政治システム、政府、立法権、選挙制度に関する委員会」が設置された。最大の課題は、抗議行動で示されてきた市民社会からの意思が、制憲議会や憲法承認の国民投票に限らず、来たるべき新憲法体制下で、制度的に入力され続ける必要がある。憲法で社会権保障を国家の義務とするとしても、実際の制度設計や運用面において、制度的な意思の入力によって（どの程度になるかという点も含めて）初めてソーシャルサービスの提供に対する国家による介入も正統化されることになる。この点について議論されているのが、市民による法案提出や、国民投票制度といった参加型民主主義や直接民主主義の制度の導入である³³。また議会構成に反映される市民社会の多様な意思を反映されるよう、

³³ Pauta 2021年7月2日 <https://www.pauta.cl/politica/convencion-constitucional-nueva->

大統領議会権限の再編も論点に上がっている³⁴。1980年憲法体制が二名制と共にあった一方で、新憲法は複数の制度の組み合わせから市民社会の意思の制度的入力や代表性の向上を可能にし、それが国家による社会権保障のための介入を決定し、そして正統性を与えるという状況が予期される。社会権保障が形式的なものになるのか本質的なものになるのか、無秩序なソーシャルサービスの拡大となるか一貫性のある方針が取られるのか、市民社会の意思を制度的に入力し続けることを可能する制度にかかっているとと言えるだろう。

4. 結論

本稿は、補完性原理から社会権保障へという新憲法制定をめぐる論点を踏まえ、チリの国家・政治・市民社会関係が、1980年憲法体制の成立以来、どのような過程を経て変容の動きを見せ、今日の再編に至ったのかということを示した。軍事政権はソーシャルサービスの提供に補完性原理を導入したが、それは市民社会の意思を抑圧することのできる権威主義体制が可能にしたものであった。1990年の民主化後も補完性原理を維持することができたのは、二名制や左右二大政党連合政治を通じてソーシャルサービスを要求する市民社会の圧力を縮減することによって可能になるものであった。しかしながら、2000年前後から二名制や左右二大政党連合政治から市民社会が離れ、抗議行動という形でソーシャルサービスの要求が始まった。二名制がある限り常に左右二大政党連合が生み出され補完性原理の維持が続くという中で、抗議行動の要求はソーシャルサービスの更なる要求から国家・政治・市民社会関係そのものの変革へと大きなものになっていった。その結果が2019年の社会の暴発である。

今回の新憲法制定によって補完性原理から社会権保障へという転換がなされることで、ソーシャルサービスを求める市民社会から国家への圧力がなくなるわけではない。国家が責任を負うことによって、ソーシャルサービスを求める市民社会から国家への圧力は引き続き大きなものとなる。抗議行動という形で非制度的に噴出した市民社会の意思を制度的に組み込み国家へと流し込む政治があつてはじめて新しい国家・政治・市民社会関係は成立する。補完性原理が権威主義体制や二名制と共にあったように、社会権保障もまた新しい政治制度の存在とともに実現し、安定的に機能することが期待されると言えよう。

参考文献

Aguilera Ruiz, Oscar; Alvarez Vandeputte, Javier (2015): “El ciclo de movilización en Chile 2005-

constitucion-democracia-directa (2021年10月28日アクセス)

³⁴ La Tercera 2021年10月22日 <https://www.latercera.com/la-tercera-sabado/noticia/la-comision-que-disenara-la-sala-de-maquinas-como-piensan-los-constituyentes-que-definiran-el-nuevo-sistema-politico/FR46VWOVAJAUXDM6NFYR6TKY64/> (2021年10月28日アクセス)

- 2012: Fundamentos y proyecciones de una politización.” *Revista Austral de Ciencias Sociales* (29), pp. 5–32.
- Alemparte, Benjamin (2021): “Towards a theory of neoliberal constitutionalism: Addressing Chile’s first constitution-making laboratory.” *Global Constitutionalism*, pp. 1–27.
- Disi Pavlic, Rodolfo (2021): “The Nearness of Youth: Spatial and Temporal Effects of Protests on Political Attitudes in Chile.” *Latin American Politics and Society* 63 (1), pp. 72–94.
- Donoso, Sofia (2013): “Dynamics of Change in Chile: Explaining the Emergence of the 2006 Pinguino Movement.” *Journal of Latin American Studies* 45 (1), pp. 1–29.
- Garretón, Manuel Antonio (2007): “The Socio-Political Matrix and Economic Development in Chile.” *IPPG Programme Office, IDPM, School of Environment & Development, University of Manchester, Discussion Paper Series* 15.
- Garretón, Matías; Somma, Nicolás M.; Joignant, Alfredo; Campos, Tomás (2018): “Rasgos estructurantes de la actividad contenciosa en Chile 2012-2017.” Matías Garretón, Alfredo Joignant, Nicolás Somma, Tomás Campos (Eds.): *Informe Anual Observatorio de Conflictos 2018*: Centro de Estudios de Conflicto y Cohesión Social - COES.
- Hipsher, Patricia L. (1996): “Democratization and the Decline of Urban Social Movements in Chile and Spain.” *Comparative Politics* 28 (3), pp. 273–297.
- Huneus, Carlos; Avendaño, Octavio (2018): “La democracia semisoberana y la representación política tecnocrática.” Carlos Huneus, Octavio Avendaño (Eds.): *El sistema político de Chile*. Santiago: LOM Ediciones.
- Kubal, Mary Rose; Fisher, Eloy (2016): “The Politics of Student Protest and Education Reform in Chile: Challenging the Neoliberal State.” *The Latin Americanist* 60 (2), pp. 217–242.
- Offe, Claus (1996): *Modernity and the state : East, West*: Polity Press.
- Raczynski, Dagmar (1995): “Estrategias para combatir la pobreza en Chile: Programas, instituciones y recursos”. Dagmar Raczynski (Ed.): *Estrategias para combatir la pobreza en América Latina: Programas, instituciones y recursos*: Banco Interamericano de Desarrollo.
- San Francisco Reyes, Alejandro (1992): “Jaime Guzmán y El Principio de Subsidiariedad Educacional en la Constitución de 1980.” *Revista Chilena de Derecho* 19 (3), pp. 527–548.
- Sehnbruch, Kirsten; Donoso, Sofia (2020): “Social Protests in Chile: Inequalities and other Inconvenient Truths about Latin America’s Poster Child.” *Global Labour Journal* 11 (1), pp. 52–58.
- Somma, Nicolás M. (2021): Chile 2010-2020: The Contentious Decade.
<https://saisreview.sais.jhu.edu/chile-2010-2020-the-contentious-decade/> (2021年10月23日アクセス)
- Somma, Nicolás; Medel, Rodrigo (2017): “Shifting Relationships between Social Movements and Institutional Politics.” Sofia Donoso, Marisa Von Bulow (Eds.): *Social movements in Chile: Organization, trajectories, and political consequences*. Basingstoke, England: Palgrave Macmillan.
- Somma, Nicolás M.; Bargsted, Matías; Disi Pavlic, Rodolfo; Medel, Rodrigo (2020): “No water in the oasis: the Chilean Spring of 2019–2020.” *Social Movement Studies*, pp. 1–8.

- 宇佐見耕一 (2001): 「ラテンアメリカにおける福祉国家分析の視角」宇佐見耕一 (Ed.) 『ラテンアメリカ福祉国家論序説』アジア経済研究所.
- 浦部浩之 (2008): 「二〇〇五／〇六年チリ大統領・議会選挙」『地域研究』 8 (1), pp. 176-198.
- 浦部浩之 (2014): 「2013年チリ大統領・国会議員・州議会議員選挙：有権者自動登録・自由投票制の導入と中道左派政権への回帰」『マテシス・ウニウエルサリス』 16 (1), pp. 23-46.
- 浦部浩之 (2015): 「チリにおける政党システムの硬直化と政治不信—「二名制」選挙制度がもたらす「駆け引き政治」の落とし穴。」村上勇介 (Ed.) 『21世紀ラテンアメリカの挑戦—ネオリベラリズムによる亀裂を超えて』京都大学学術出版会.
- 浦部浩之 (2019): 「2017年チリ大統領・国会議員・州議会議員選挙：国会議員選挙制度の改革とチリ政治刷新の展望」『マテシス・ウニウエルサリス』 20 (2), pp. 1-26.
- 浦部浩之 (2020): 「チリにおける社会保障・社会福祉制度の形成と展開。先進国化への道と新たな連帯の模索」宇佐見耕一 (Ed.) 『新世界の社会福祉 第10巻 中南米』旬報社.
- 大串和雄 (1995): 『ラテンアメリカの新しい風：社会運動と左翼思想』同文館出版.
- 岡本哲史 (1997): 「チリ」田中浩 (Ed.) 『現代世界と福祉国家：国際比較研究』御茶の水書房.
- 北野浩一 (1999): 「チリの年金改革と移行財源問題 (特集:各国の年金改革)」『海外社会保障研究』 (126), pp. 62-71.
- 斉藤泰雄 (2012): 『教育における国家原理と市場原理—チリ現代教育政策史に関する研究』東信堂.
- 竹内恒理; 中川智彦 (1998): 「チリ・ピノチェット体制確立に至る過程の政治・経済学的考察：1970年代から80年代半ばまでを中心として」『研究紀要 (つくば国際大学)』 (4), pp. 59-94.
- 堀坂浩太郎; 子安昭子 (1999): 「チリ 社会政策の変遷—保健および教育制度を中心に—」グスタボ・アンドラーデ, 堀坂浩太郎 (Eds.): 『変動するラテンアメリカ社会：「失われた10年」を再考する』彩流社.
- 三浦航太 (2018): 「2017年チリ総選挙——新しい選挙制度と政治勢力はチリの政治を変えるのか?——」『ラテンアメリカ・レポート』 35 (1), pp. 1-16.
- 三浦航太 (2020): 「学生運動と新しい左派勢力からみるチリの「社会危機」」『ラテンアメリカ・レポート』 36 (2), pp. 1-15.